

高知県公立学校教職員人事異動公募制度実施要項

教職員・福利課

1 趣旨

この要項は、高知県公立学校教職員人事異動公募制度（以下「公募制度」という。）に関し、必要な事項を定める。

2 目的

公募制度は、以下の目的を達成するために人事異動の一環として実施する。

- (1) 特色ある学校づくりなどの取組に必要な人材の確保を支援する。
- (2) 人事異動の活性化を促進する。
- (3) 適材適所の配置を推進する。

3 内容

公募制度を実施する学校（以下「実施校」という。）は、学校経営上必要とする能力等を有する教職員を公募する。

県立学校及び市町村（学校組合）立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校（定時制に限る。）及び特別支援学校（以下「市町村立学校」という。）の教職員は、希望する実施校1校に応募することができる。

実施校の校長は、応募者から選考により候補者を決定し、県立学校にあつては直接、市町村立学校にあつては所管する市町村（学校組合）教育委員会（以下「市町村教育委員会」という。）を経由して、高知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）にそれぞれ具申する。

県教育委員会は、具申のあつた候補者を実施校に配置するように努める。

4 実施校

(1) 実施校の決定

ア 県立学校で公募制度の実施を希望する校長は、実施申請書（別紙様式1）及び学校経営計画書（別紙様式2）を県教育委員会に提出する。

イ 市町村立学校で公募制度の実施を希望する校長は、実施申請書（別紙様式1）及び学校経営計画書（別紙様式2）を市町村教育委員会に提出する。市町村教育委員会は、提出された申請書と学校経営計画書を添えて県教育委員会に推薦する。

ウ 県教育委員会は、アの申請書等の提出のあつた県立学校及びイの市町村教育委員会から推薦のあつた市町村立学校を実施校とする。

ただし、特別の状況が生じた場合は、県教育委員会の判断により、上記の学校であっても実施校としないことができる。

(2) 県教育委員会は、実施校の学校経営計画書を県教育委員会事務局教職員・福利課のホームページに掲載する。

(3) 実施校1校が公募できる教職員数は、2名までとする。

(4) 応募しようとする教職員（以下「応募教職員」という。）は、実施校の中から1校を選択し、別に定める人事異動調書に希望の意志を示し所属校の校長に提出する。

(5) 県教育委員会は、人事異動調書に記載されている希望をとりまとめて一覧表を作成し、県立学校にあつては実施校の校長に、市町村立学校にあつては実施校の校長及び所管する市町村教育委員会にそれぞれ通知する。

5 応募教職員

(1) 実施校への応募は、以下の全ての条件を満たす者が、公募制度に基づき応募する旨を記載した人事異動調書を所属校の校長に提出することによって行う。

ただし、管理職登用審査受審者、長期研修中の者及び休職者等（休職者、育児休業者、産前産後休暇又は病気休暇中の者等をいう。）を除く。

ア 現に県立学校又は市町村立学校に勤務する教職員（教諭、養護教諭、栄養教諭、講師（実習助手から任用された者）、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員、学校栄養職員及び技能職員（県立学校勤務者に限る。）をいう。）であること。

イ 所属校における在任期間（今年度末時点）が3年以上の教職員であること。

ウ 採用後7年を経過する教職員（今年度末時点で、教諭にあつては7年経験者研修終了者、その他の職種にあつては実勤務年数が7年に達する者。）であること。

(2) 応募教職員は、現在勤務する学校種や課程にかかわらず、実施校の中から1校を選んで希望することができる。

ただし、教諭及び講師については、実施校の校種・相当教科の普通免許状を有しなければならない。

(3) 過去10年間に勤務した学校への希望は、人事異動の活性化等の観点から認めない。ただし、農業及び工業の専門教科の教諭並びに講師についてはこの限りでない。

6 選考方法

(1) 実施校の校長は、あらかじめ定めた選考方針に基づき、県立学校にあつては県教育委員会事務局高等学校課長又は特別支援教育課長と、市町村立学校にあつては所管する市町村教育委員会の教育長とそれぞれ十分協議の上、選考を行い、必要に応じて作文の提出や、面接審査を行うものとする。

この場合において、応募教職員は、面接審査を受審する際は、必ず所属校の校長の許可を得なければならない。

(2) 実施校の校長は、選考結果を具申書（別紙様式3）にて県立学校にあつては直接、市町村立学校にあつては市町村教育委員会を通じて、県教育委員会に具申する。

(3) 県教育委員会は、選考結果を尊重して定期人事異動を行うものとする。なお、決定の通知は、定期人事異動の発表をもって代える。

7 留意事項

(1) 実施校の校長及び応募教職員は、公募制度の趣旨を尊重し、公正な運用に努めなければならない。

(2) 教職員が人事異動調書により希望の意志を示しても、所属校からの転出が確定するものではない。

(3) 公募制度は、定期人事異動の一部であり、応募教職員も通常の人事異動の対象である。

(4) 公募制度により転任した教職員は、原則として3年を転任校で勤務するものとする。また、5年を経過しなければ、再度、公募制度に応募することはできない。

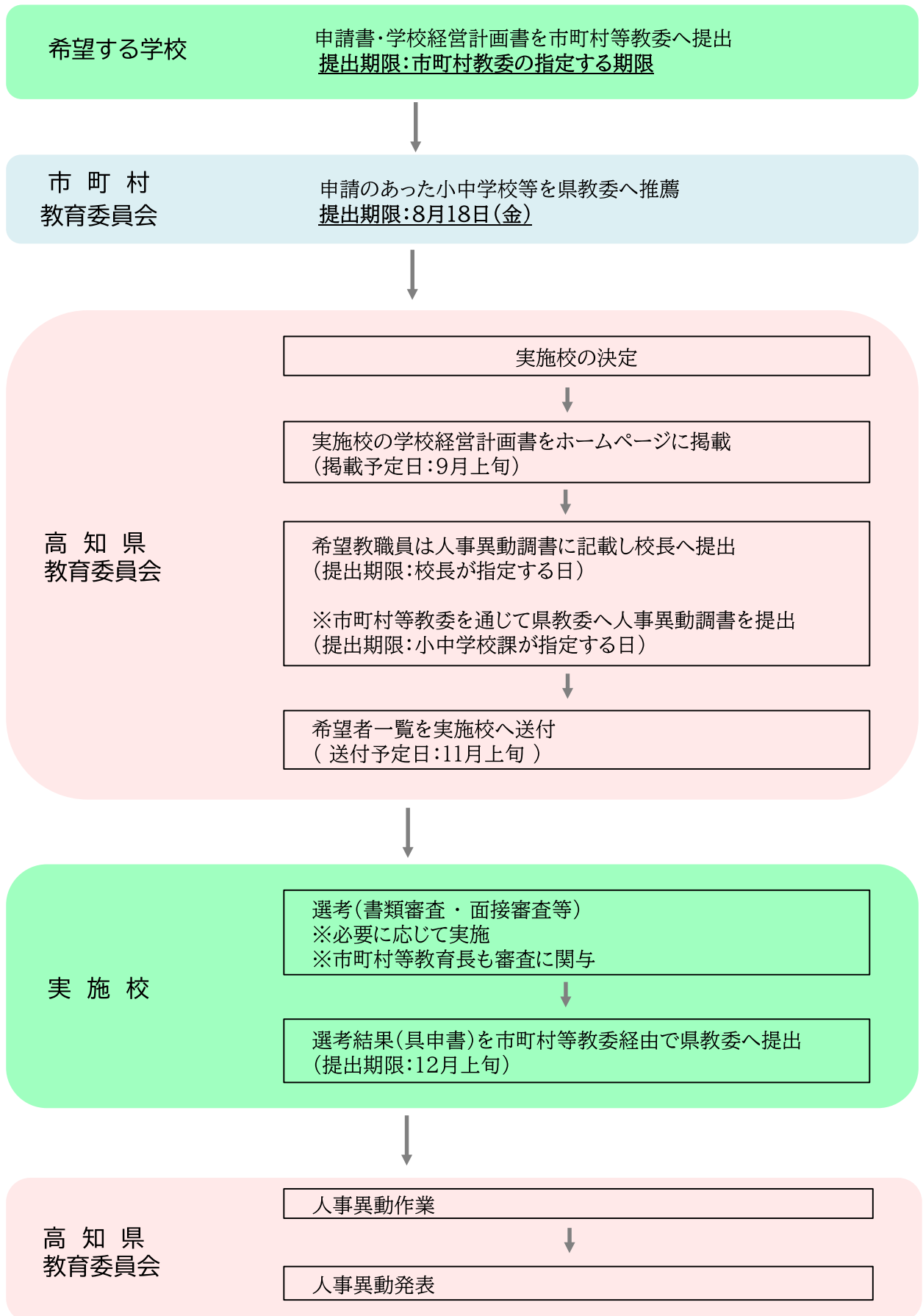
8 その他

この要項に定める取扱いにより難しい事情がある場合、県立学校長又は市町村教育委員会は、県教育委員会事務局教職員・福利課長に協議を行うものとする。

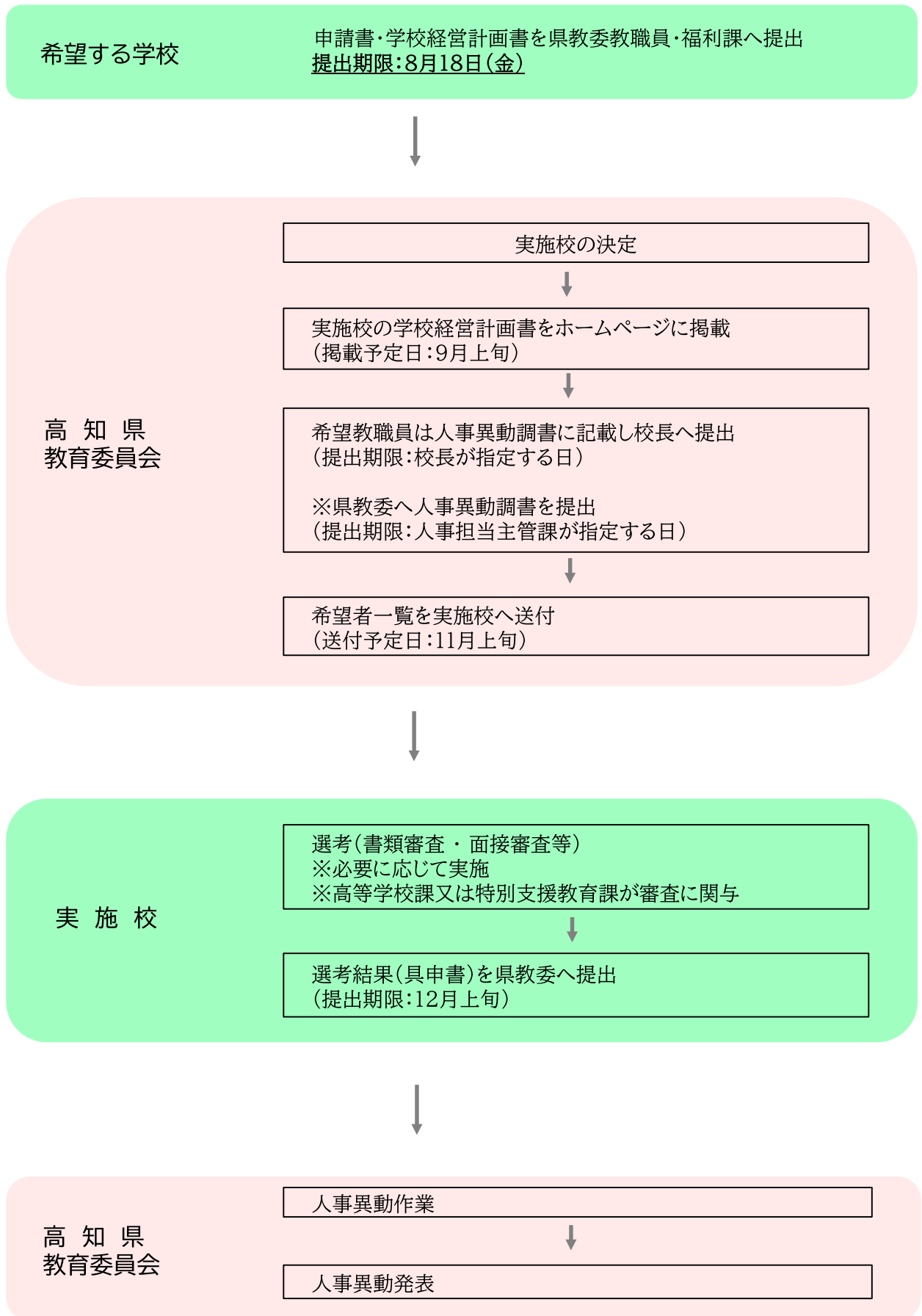
附則（令和5年7月18日）

この要項は、令和5年7月18日から施行する。

人事異動公募制度の流れ【市町村(学校組合)立学校】



人事異動公募制度の流れ【県立学校】



教職員人事異動公募制度

組織として特色ある学校づくりに取り組む学校を募集します

教職員人事異動公募制度とは

特色ある学校づくりや学校が抱える課題解決等に積極的に取り組もうとする学校に、その取組において必要とする人材等を確保する機会を提供するとともに、教職員が自己の保有する能力や適性等を発揮し、より意欲的に職務に取り組むことのできる適材適所の配置を推進することなどを目的として実施します。
(詳しくは、実施要項をご覧ください。)

こんな学校にしたい

- 専門性の高い授業改善
- デジタル技術の活用の推進
- グローバル教育の推進
- 働き方改革の推進
- 特別支援教育の充実
- 生徒指導の対応・支援の強化
- 地域との連携・協働の強化

など

募集できる教職員

教諭、養護教諭、栄養教諭、講師(実習助手から任用された者)、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員、学校栄養職員及び技能職員(県立学校勤務者に限る。)

[活用した校長先生の声]

- 前向きな気持ちで赴任してくれていることから、学校改善の推進を担ってくれている。他の教職員にもよい刺激となっており、波及効果も大きいと感じている。
- 学校として取り組んでいきたい研究に、意欲的な気持ちで赴任してくれたので、教育実践の活性化につながっている。
- チーム力アップの原動力になる人材の確保ができ、組織の活性化にもつながっている。

ご応募をお待ちしています



公募制度の流れ

実施申請書及び学校経営計画書を作成し、提出していただきます。

県教育委員会は、実施校の学校経営計画書を教職員・福利課のホームページに掲載します。

応募者は公募制度に基づき応募する旨を記載した人事異動調書を所属校の校長に提出します。

選考を行っていただき、決定の通知は定期人事異動によって発表されます。

お問い合わせ先
高知県教育委員会事務局 教職員・福利課
人事企画担当 (TEL:088-821-4903)

教職員人事異動公募制度

あなたの得意分野や能力を求める学校に応募してみませんか？

教職員人事異動公募制度とは

特色ある学校づくりや学校が抱える課題解決等に積極的に取り組もうとする学校に、その取組において必要とする人材等を確保する機会を提供するとともに、教職員が自己の保有する能力や適性等を發揮し、より意欲的に職務に取り組むことのできる適材適所の配置を推進することなどを目的として実施します。
(詳しくは、実施要項をご覧ください。)

公募制度の流れ

県教育委員会は、実施校の学校経営計画書を教職員・福利課のホームページに掲載します。

希望者は各校の募集内容等を確認し、実施校の中から応募する1校を決めます。

希望者は公募制度に基づき応募する旨を記載した人事異動調書を所属校の校長に提出します。

選考が行われ、決定の通知は定期人事異動によって発表されます。

自分の力を発揮したい

- 専門性の高い授業改善
- デジタル技術の活用の推進
- グローバル教育の推進
- 働き方改革の推進
- 特別支援教育の充実
- 生徒指導の対応・支援の強化
- 地域との連携・協働の強化

など

[応募にあたって]

- ・現在校での勤務歴が3年以上で、採用後7年が経過する教職員(本年度末時点)が条件です。
- ・管理職登用審査受審者、長期研修中の者、退職者等(退職者、育児休業者、産前産後休暇又は病気休暇中の者等をいう。)は応募できません。
- ・教諭、養護教諭、栄養教諭、講師(実習助手から任用された者)、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員、学校栄養職員及び技能職員(県立学校勤務者に限る。)が対象です。

ご応募をお待ちしています



お問い合わせ先
高知県教育委員会事務局 教職員・福利課
人事企画担当 (TEL:088-821-4903)